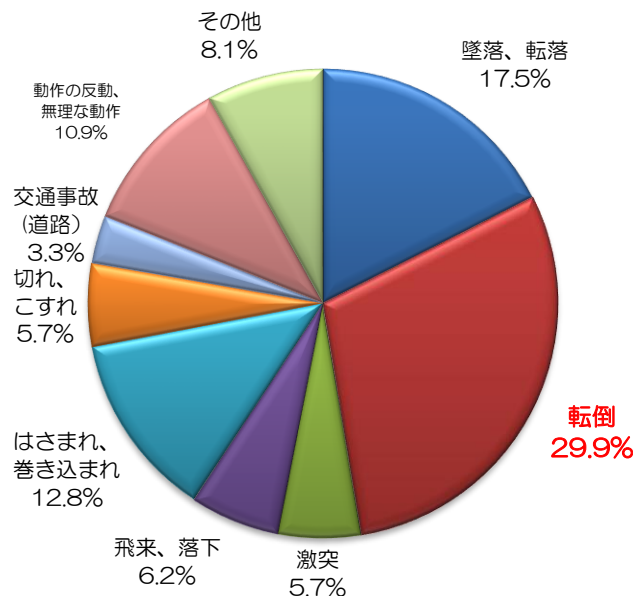




令和2年の労働災害発生状況

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和2年10月末		
	令和元年 (確定値)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業	290(0)	211(0)	+3	1.4%
製造業	75	53	+8	17.8%
建設業	37	40	+12	42.9%
土木工事業	13	7	-4	-36.4%
建築工事業	18	24	+9	60.0%
その他建設業	6	9	+7	350.0%
陸上貨物運送事業	40	29	-1	-3.3%
林業	2	4	+2	100.0%
小売業	38	19	-10	-34.5%
社会福祉施設	30	20	-5	-20.0%

【災害の傾向（事故の型別）】



11月は「過労死等防止啓発月間」です

過労死等防止対策基本法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。



過重労働による健康障害を防止するために

① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- ・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなりました。（注1）
臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- ・時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）の締結に当たっては、労働者の代表（労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者）とともに、その内容が指針（注2）に適合したものとなるようにしてください。

（注1）建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業種については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

（注2）労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針

② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇（以下「年休」という。）を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

冬季特有の労働災害防止対策について

冬季においては、積雪や凍結、日照時間の減少などの気象条件による災害リスクが高まりますので早めの対応をお願いします。

各事業場においては、以下の点を参考に労働災害の防止に努めてください。

積雪・凍結による転倒災害防止対策

① 安全管理体制等の確立

- 安全衛生委員会等において、冬期間の転倒災害防止について調査審議し対策を立てましょう。
- 会社敷地内、駐車場、出入口等の滑りやすい場所を確認し、構内安全マップ等を作成し、関係労働者に周知しましょう。

② 天気予報に気を配る

- 寒波が予想される場合などには、労働者に周知し早めに対策をとりましょう。

③ 時間に余裕をもって歩行、作業を行う

- 悪天候のときは、時間に余裕を持って出勤するようにし、落ち着いて作業をするよう心がけましょう。

④ 安全な通路の確保

- 降雪後の除雪、融雪剤の散布。
- 通路や出入口等に凍結防止機能付マットの設置。
- 凍結危険箇所の「見える化」。
(「凍結転倒注意」等の掲示物による注意喚起等)
- 照明設備の設置。(夜間の照度の確保)



⑤ 滑りにくい履物の徹底

- 滑り止め材入り、ピン・金具付、溝の深いもの等、状況に応じ滑りにくいものを着用しましょう。

⑥ 歩行上の留意点

- ポケットに手を入れたまま歩行しない。両手にもものを持って歩行しない。
- 「足裏全体で急がず、ゆっくり歩く。」「歩幅を狭くして歩く。」等
- マンホールや側溝の蓋など、金属製の物の上は積雪で滑りやすくなるので注意する。

⑦ 安全衛生教育

- 冬期間の転倒災害について、労働者に対し上記を踏まえた安全教育を適時実施しましょう。

はしごや脚立からの墜落・転落災害防止対策

最近、はしご等を使用しての労働災害が増えております。特に、年末にかけては大掃除などではしご等を使用する機会が増加しますので、以下の点に留意し墜落・転落災害の防止に努めてください。

① はしごや脚立は足元が不安定になりやすく危険です。

まずは代わりとなる床面の広いローリングタワー
(移動式足場)や作業台の設置を検討しましょう。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



② はしごや脚立を使用する際は、安全対策を取り危険 を予知しながら作業をしましょう。

- はしごの対策：上部・下部の固定、上端を60cm以上突き出す、立て掛け角度は75度程度。など。
- 脚立の対策：踏み面のないものは使用しない、開き止めを確実に使用、最上部には立たない。など。

③ はしごや脚立を使用する際は、高さが1m未満の場所であっても墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

- ヘルメットには「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」などの種類があります。高所作業においては、「墜落時保護用」のヘルメットを着用しましょう。

二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に**
関連する一定の項目(**血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定**)に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「**転ばぬ先の杖**」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112